

平成30年12月27日  
西部農林振興センター益田事務所農業普及部

標 題	” 農業経営収入保険と消費税の軽減税率への実務対応は・・・ ” 石西地域農業担い手会計研修会を開催
-----	--

(ダイジェスト)

12月19日、標記研修会を開催し、生産者と関係機関から35名の参加がありました。収入保険は経理が複雑になっても対応が可能な一方、このまま消費税の軽減税率が始まると「非課税業者はインボイス(=消費税のレシート)を提示できないので、消費税を丸被りになるのを嫌う取引相手から敬遠される心配がある(複数の講師談)」等の厳しい指摘などもあり、活発な質疑応答がありました。

### 1 状況等

来年1月から始まる農業経営収入保険と10月から始まる消費税の軽減税率への経理実務等について課題を明瞭にする研修会を開催しました。

#### 「研修会概要」

1.日時・場所	12月9日 13:30～16:00・益田合庁大会議室
2.講師 及び テー マ	①竹中税理士事務所:竹中 衛 氏/「間もなく始まる農業経営収入保険と消費税の軽減税率! 税務申告のポイントとは・・・」 ②(株)ソリマチ:野津山 誠 氏/「これで安心! 農業経営収入保険と消費税の軽減税率の記帳法とは・・・」 ③島根県農業共済組合石西支所:斎藤 嘉之 氏/「農業経営収入保険開始に関する直前対策」

### 2 反応等

専門家3名からの詳細な資料とプロジェクター画像を使った解説で理解が進み、生産者からは活発な質疑がありました。また、研修後のアンケート結果からも関心の強さが感じられました。

○収入保険は部門管理までしなくても、販売額だけを細分する農業簿記ソフトの利用法と生産記録をサポートするネットサービスを利用すれば、少し手間はかかるが対応可能なことが理解された

○軽減税率が始まると、「免税事業者はインボイスを発行できず、消費税を全額負担するのを嫌う顧客からは取引を敬遠される可能性があり、免税事業者は課税事業者にならざるをえないと予測される(=竹中、野津山氏談)」との助言に対して、アンケート結果では「課税事業者になるしかない」との回答があった

○軽減税率の開始に併せて JA その他の販売委託料を差し引いた額を販売額と見なす純額計算が認められなくなり総額主義の経理が必要となるものの、実務上は農業簿記ソフトで対応可能なことが理解された

### 3 その他

この研修会は毎年2月頃開催してきましたが、今年度は収入保険と消費税の軽減税率の直前対策としてこの時期に開催して好評でした。

次年度の経営管理研修については、今回のアンケート結果を参考に開催する予定です。

